

平成29年4月1日以降に就職や職業に役立つ 資格を取得した方に助成金が支給されます!

就業機会の拡大を図るため、就職に役に立つ資格を取得した方に対して、資格取得助成金が交付されます。

対象者

1. 本町に住所を有する者
2. 年齢が満60歳未満である者
3. 平成29年4月1日以降に資格を取得した者
4. 資格取得に要する経費を支払った者
5. 町税等を滞納していない者
(未成年は、保護者が町税を滞納していないこと)
6. 当該資格取得について、他の町の助成金を受けていないこと



対象者となる経費

1. 資格取得のために必要な講習等の受講料
(教材費を含む)
2. 受講料
3. 資格の登録にかかる費用

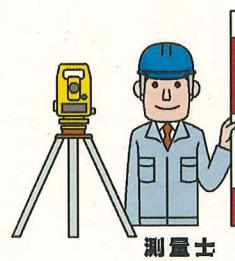


助成金上限額 100,000円

助成額は、対象となる経費の2分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てた額を支給します。

申請に必要な書類

1. 七宗町資格取得助成金交付申請書
(七宗町役場総務課にて)
2. 資格取得に要する経費を明らかにする書類
3. 経費の支払いを証明する書類
4. 資格を証明する書類の写し
5. 納税証明



問い合わせ 七宗町役場 総務課 行政係 渡辺岳志 電話 48-1111

